

○伊勢広域環境組合職員の特殊勤務手当に関する条例

平成13年 4月 1日

組合条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、一般職の職員に対する特殊勤務手当の支給について定めることを目的とする。

(手当の支給対象)

第2条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給する。

(支給の基準及び支給額等)

第3条 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。